

山梨県公報

号外第四十九号の一

平成十九年

六月二十八日

木曜日

在外選挙人名簿の縦覧に供する期間 平成十九年七月十二日

目次 選挙管理委員会

参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間………一
参議院山梨県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第二十二条第一項及び第二十三条第一項の規定により、平成十九年七月二十九日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十九年六月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十九年七月一日(ただし、年齢については同年七月二十九日)
平成十九年七月十一日
- 二 登録を行う日
平成十九年七月十二日
- 三 縦覧に供する期間
平成十九年七月十二日

山梨県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第三十条の七第一項の規定により、平成十九年七月二十九日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十九年六月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番